

## 会計及び資産に関する規程

(平成24年4月13日規程第3号)

(最終改正平成24年12月14日)

(目的)

**第1条** この規程は、日本組織内弁護士協会定款第44条及び52条に基づき、会計及び資産の管理等に関し必要な事項を定める。

(会計管理)

**第2条** 本協会は、理事長をして会計及び資産に関する事項を経理せしめる。

2 理事長は、前項にかかわらず、事務総長をして会計及び資産に関する事項を経理せしめることができる。この場合、次条以下で理事長とあるのは事務総長と読み替えるものとする。

(帳簿)

**第3条** 理事長は、会計及び資産を明にする帳簿を作成し、これを保管しなければならない。

2 監事は、随時前項の帳簿を監査することができる。

(会計)

**第4条** 本協会は、一般会計の外に、特定の目的を達するため特別会計を設けることができる。

(予算)

**第5条** 予算は、毎会計年度の定期総会に提出するのを常例とする。

2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、之を当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

(決算)

**第6条** 決算は、毎会計年度末において、当該会計年度の理事長が作成し翌年度の定期総会に提出されるのを常例とする。

2 理事長は、総会において決算の説明の任に当らなければならない。

3 前項の総会において当該決算の属する会計年度の監事は監査報告をしなければならない。

(会計処理規則)

**第 7 条** この規定の実施に関しては、特に定めるものを除き、別に定める会計処理規則によらなければならない。

**附則**

**第 1 条** この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 3 日から施行する。

**附則**

**第 1 条** この規程は、平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日から施行する。